

【予算の増額確保】

令和9年度からの新たな水田対策への制度転換は、現場の作付け判断や契約、施設投資に直結する極めて重要な転換点である。今回、支援対象が水田から畑を含むものへと拡大する中、生産性の向上および持続可能な営農を確実に確保していくためには、大幅な予算増額が不可欠である。

したがって、その財源確保にあたっては、既存の農林水産予算の見直し・再編の範囲内にとどめることなく、水活後継対策、経営安定対策等を一体として実施できるように、政府全体として恒久的かつ必要十分な予算・財源を確保すること。

【中山間地域等直接支払及び多面的機能支払の見直し】

中山間地域等直接支払の交付単価については、制度創設以来26年間据え置かれたままであることに鑑み、中山間地域等を取り巻く状況変化等を十分考慮し、条件不利性を再評価した上で増額すること。あわせて、傾斜によらない不利性を有する農地を対象農地へ位置付け、十分な交付水準を確保すること。これらの措置を実効あるものとするため、多面的機能支払も含めた関係予算を大幅に増額すること。

また、支払の対象は農地所有者ではなく、実際に耕作し、水管理、畦畔管理、共同活動を担う耕作者・地域活動主体に紐付けること。交付金が地代へ機械的に転嫁されないよう、賃貸借や地域の賃料水準を確認する仕組みを検討すること。

棚田や離島など国土保全の観点から、また、特に小規模農家や集落営農組織が多数を占める中山間地域等における営農継続を可能とするため、制度移行による影響を最小限に抑え、農地・地域コミュニティの維持が確実に行われるよう、きめ細やかな激変緩和措置と継続的な支援を講ずること。

【事務負担の軽減】

新たな制度は、生産現場・関係者が取り組みやすい簡潔でわかりやすい仕組みとするとともに、水活後継対策、中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境直接支払等の申請・報告様式をできる限り共通化し、農地台帳、水田台帳、営農計画、活動記録、衛星画像等を活用した重点確認とすることで、関係機関の事務負担の軽減が図られるよう措置すること。

【新たな環境直接支払交付金】

新たな環境直接支払交付金について、(1)有機農業への転換等の支援対象取組を5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替え、(2)同一圃場での同一取組への支援は、みどりの食料システム法（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律）に基づく生産者の認定計画の期間（5年）までとし、新たな圃場への拡大等を促進するとの考え方が示されている。これは、実質的に5年間で支援が終了することを意味する。しかしながら、有機農業、土づくり、化学肥料・化学農薬の低減は、同一圃場で継続してこそ効果が積み上がるものである。

2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大することを目指すとのKPIを掲げた「みどりの食料システム戦略」との整合性を確保する観点から、同一圃場・同一取組への支援を一律5年で打ち切るのではなく、環境効果の継続と農業者の経営安定を両立する制度設計とすること。具体的には、農法転換・拡大時の掛かり増しコストと減収リスクを補填する導入期の支援と、取組の定着を促す定着期の支援を分けるなどの措置を講じ、5年間の計画期間満了後も引き続き環境負荷低減の取組が行われるよう、後継事業も含めた継続的な支援を確実に示すこと。

また、取組が「十分に普及した」とする判断に当たっては、全国一律の基準を適用するのではなく、地域差や中山間地域、小規模農家の実情を十分に踏まえること。

【酒造好適米、米粉用米、飼料用米への支援】

酒造好適米については、国産需要の確保等に向けた支援を継続すること。米粉用米については、製粉コストの低減、製造能力の強化、新商品開発、販路開拓を一体で支援すること。飼料用米については、畜産農家との複数年契約、耕畜連携、国産飼料の利用拡大に資する取組を支援すること。

【麦・大豆への支援】

輸入依存度の高い麦・大豆については、食料安全保障の観点から、単なる作付支援にとどまることなく、地域の実情・実態に応じた適切なブロックローテーションの確立、二期作を実施する体制の確立、排水対策の徹底、輪作体系の維持・確立を通じた地力向上・病虫害予防等の幅広い取組に対し、十分な支援を行うこと。

あわせて、実需が求める品種への転換を推進するとともに、品質ごとに分けた出荷、乾燥調製・保管機能の強化、および年間を通じた安定供給体制を構築すること。これら流通・供給面の強化により、国産原料への切替えを確実に進めること。

資料2 水稲における収入保険、ナラシ対策、共済の加入数の推移

○ 収入保険 加入には青色申告の実績が必要

(単位：経営体)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
収入保険加入経営体数 (カッコ内は青色申告経営体数に占める割合)	59,084 (16.7%)	78,868 (22.3%)	90,644 (25.7%)	99,128 (28.1%)	103,441 (29.8%)
うち水稲作付経営体数	36,708	47,492	56,670	60,363	62,267

出典：農林水産省調べ

全体の約11%

○ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） 加入には認定農業者等であることが必要

(単位：件)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ナラシ加入件数	68,213	59,815	54,161	48,964	42,759
うち水稲	59,187	51,019	45,716	40,913	35,114

出典：農林水産省調べ

全体の約7%

○ 水稲共済 誰でも加入可能 自然災害等による収穫量減少を補償

(単位：戸)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
水稲共済	823,923	735,950	676,218	625,916	590,097

出典：農林水産省調べ

備考：水稲共済は、販売目的の農業者だけでなく、自給的農業者も加入ができるため、
農林水産統計の販売目的の水稲の作付経営体数の値よりも多くなっている

(参考)

○ 青色申告経営体数の推移

(単位：経営体)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
青色申告経営体数	353,199	353,199	353,199	353,199	346,751

備考：令和3年から6年は2020年農林業センサス、令和7年は2025年農林業センサスの値
(正規の簿記と簡易簿記の合計)

○ 販売目的の水稲の作付経営体数の推移

(単位：経営体)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
水稲作付経営体数（販売目的）	654,000	610,300	575,900	547,600	538,322

備考：農林水産統計の販売目的の水稲の作付経営体数の値

資料3 コメ農家の経営悪化と水稲作付経営体の減少

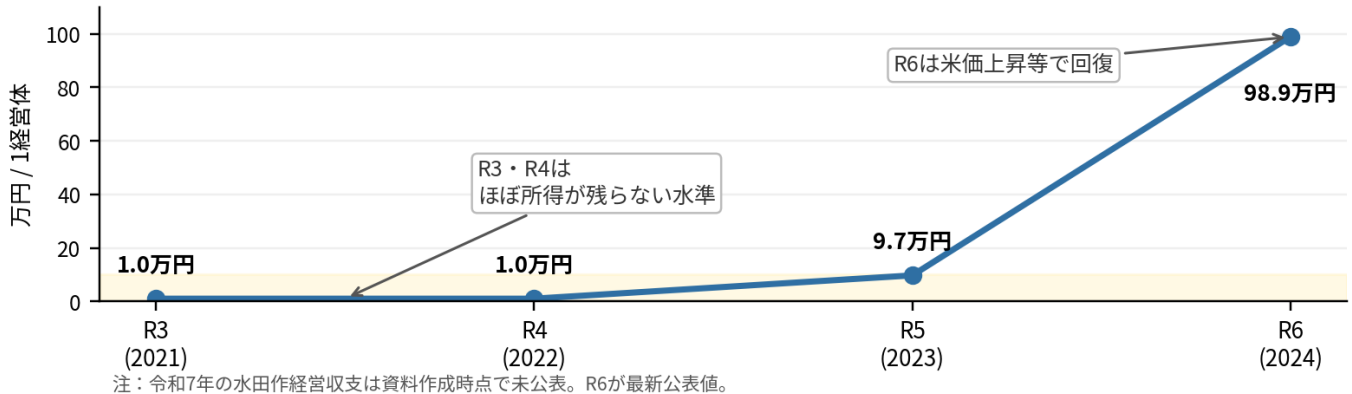
・現場の声

「令和3年から4年産期の米価下落で赤字が広がり、離農に拍車がかかった。同じことを繰り返してはならない」
→令和3、4年産期は、水田作経営の所得が1経営体当たり1万円にとどまった。その後、令和6年は98.9万円まで回復。販売目的の水稲作付経営体は令和2年から令和7年で24.6%減少。離農の原因は他にも考えられるが、米価低下が一要因であることは統計上も確認できる。生産基盤維持に向けたセーフティネットの強化が急務。

水田作所得 R3・R4 各 1.0 万円 1 経営体当たり	R6 所得 98.9 万円 最新公表値	水稲作付経営体 714 千→538 千 2020→2025	5 年間の減少率 -24.6% 10ha 未満は全層減少
-------------------------------------	---------------------------	-------------------------------------	------------------------------------

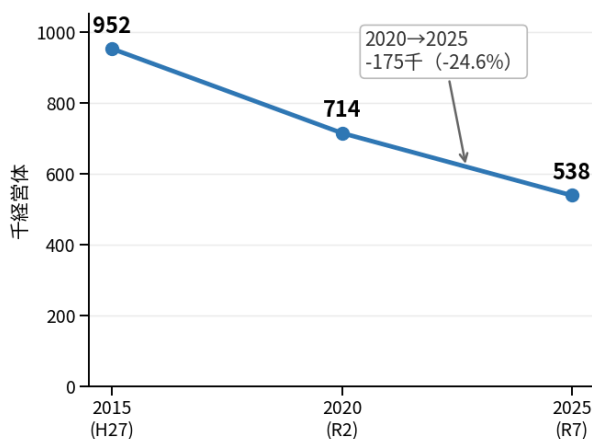
1 経営状況：R3・R4 は所得 1 万円、R6 は回復（R7 は未公表）

水田作経営の農業所得（全国、1経営体当たり）

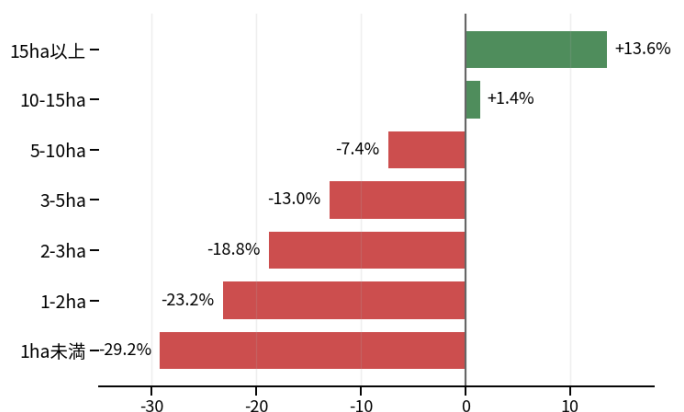


2 生産基盤：水稲作付経営体は5年で17万5千減少、小さな面積ほど減少率が高い

販売目的で水稲を作付けした経営体数



水稲作付面積規模別の増減率
(2020→2025)



令和8年7月7日 参議院農林水産委員会 公明党 高橋光男

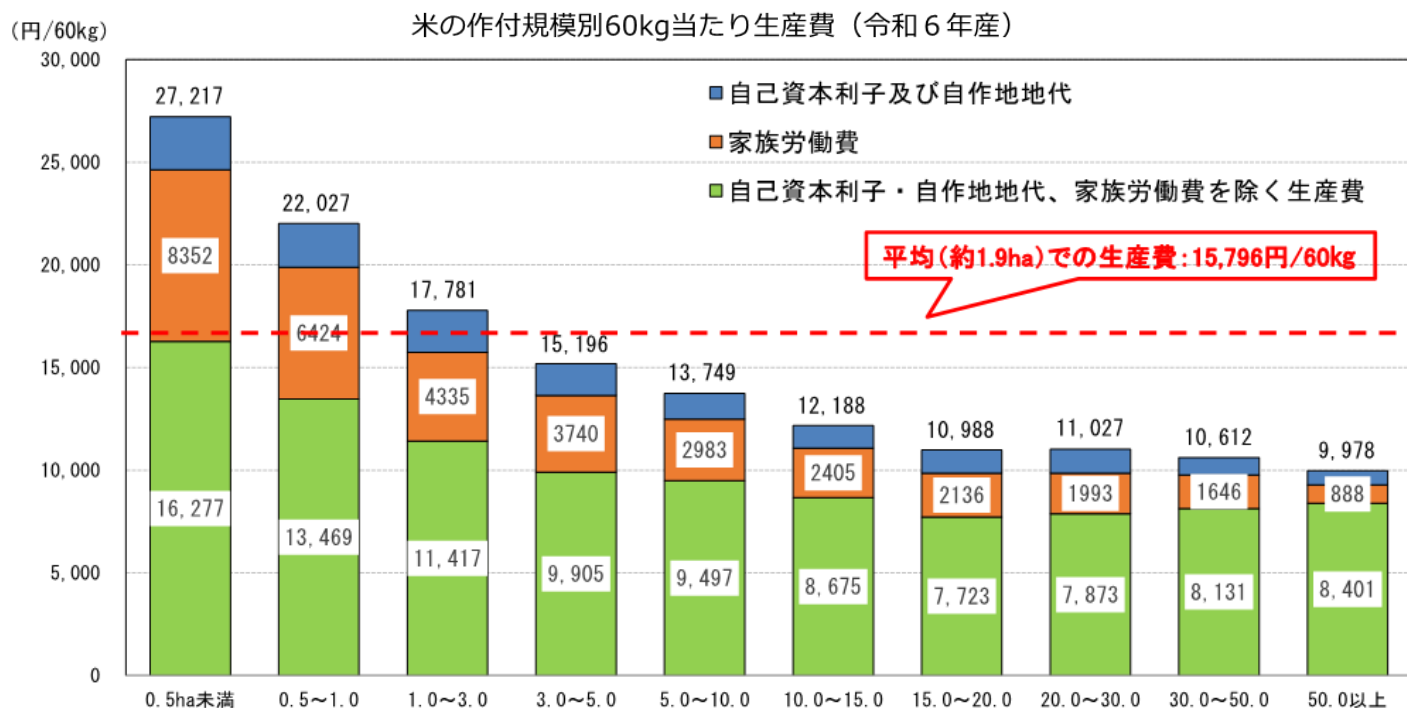
出典：農林水産省「令和4年 農業経営体の経営収支」および「令和5年 農業経営体の経営収支」、e-Stat「令和6年 営農類型別経営統計 1 水田作経営（全農業経営体）」、農林水産省「2025年 農林業センサス結果の概要（確定値）」を基に高橋光男事務所作成

資料4 コメは小さな面積ほど生産費が高い

米価下落・資材高騰時に、特に小規模・条件不利地の営農継続が不安定になる。



離農の拍車、荒廃農地・獣害被害の拡大、食料自給率低下・食料安全保障不安定化



読み取り	争点	提案
0.5ha 未満は 27,217 円/60kg で、平均 15,796 円の約 1.7 倍。3ha 未満まで平均を明確に上回る。	小規模層ほど価格下落・資材高騰への耐性が弱く、現行制度だけでは地域の供給力が失われる恐れ。	個別実費の丸抱えではなく、標準的・客観的な生産費を基準に、再生産を守る発動型の安全弁を検討。

資料5 「標準的生産費」を基準にした発動型制度の検討

中道・立憲・公明三党による「水田政策の見直しに関する提言」（令和8年6月9日）抜粋

【セーフティネットの整備】

中東情勢等の影響により急激なコスト上昇やコスト割れのリスクが高まっている。そのため、新たなセーフティネットとして、米価下落、資材高騰、不作時に発動する仕組みを基本とした新たな経営安定対策の創設を急ぐこと。発動条件は、コスト指標、販売価格、在庫水準、需給見通し等を踏まえ透明で予見可能なものとし、収入保険の拡充と組み合わせて小規模・中山間地域の農業者も支えること。

ポイント：畜産マルキン(牛・豚マルキン)は「個々の実費を丸ごと補填」する制度ではなく、標準的販売価格と標準的生産費の差額を基準に補填する。水田作版も、米の標準的生産費(≡コスト指標)を使えば、過大なコスト投入を助長しない制度設計が可能ではないか。

比較項目	牛・豚マルキン（既存制度）	水田作版・発動型経営安定制度 （検討イメージ）
発動の考え方	標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に発動。	販売価格が標準的生産費(≡コスト指標)を下回り、需給悪化等も重なる場合に発動。
コストの基準	個々の実費ではなく、標準的生産費を用いる。肉専用種は販売価格を全国10ブロック、生産費を都道府県別に算出。	個々の実費ではなく、米の標準的生産費(≡コスト指標)を活用。地域別・規模別・作型別に精緻化。
補填方法	差額の9割を交付。交付金の4分の1相当は生産者積立金から支出。	差額の一定割合を補填。補填率、上限、自己負担、財源をあらかじめ設計。
過大コスト防止	「使った分を全て補填」しないため、財政規律を確保。	過大な肥料・機械投資まで補填しない。標準的・合理的なコストを基準にする。
対象・要件	対象畜種・地域区分を明確化し、制度対象を限定。	主食用米等に絞りと、地域計画、需要に応じた作付け、コスト低減・収量向上、農地維持への貢献を要件化。
質疑で確認したいこと	標準的価格・標準的生産費を用いることで、実費補填ではない制度運営が可能。	米でも対象品目、対象者、算定方法、発動基準、補填率、財源、収入保険・ナラシとの関係を論点整理すべき。

制度設計の方向：①標準的生産費・コスト指標で判定 → ②在庫水準・需給見通し・資材高騰・不作を確認 → ③差額の一定割合を補填 → ④対象者要件で生産性向上と両立

*牛・豚マルキンは、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に差額の9割を交付し、交付金の4分の1相当は生産者積立金から支出される制度。

*米のコスト指標は、食料システム法に基づき、持続的な供給に要する費用を示し、取引協議を促進するために作成されたもの。

令和8年7月7日 参議院農林水産委員会 公明党 高橋光男

出典：農林水産省「肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)」、肉豚経営安定交付金(豚マルキン)」、(公社)米穀安定供給確保支援機構「米のコスト指標」(令和8年4月7日公表)等を基に高橋光男事務所作成